

議案第 13 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 4 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例(平成 11 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「とき」の次に「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを利用して機器により同号アからエまでに掲げる証明書等を交付するとき」を加える。

別表住民基本台帳関係手数料の表住民基本台帳カードの交付又は再交付の項及び備考を削る。

別表住民基本台帳関係手数料の表の次に次の 1 表を加える。

個人番号関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の額
通知カードの再交付(当該通知カードの追記欄の余白がなくなった場合その他市長が必要と認める場合を除く。)	1 枚につき 500 円
個人番号カードの再交付(当該個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合その他市長が必要と認める場合を除く。)	1 枚につき 800 円

別表建築基準法関係手数料の表一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の項の次に次のように加える。

建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円
---------------------------------	---------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表住民基本台帳関係手数料の表の次に1表を加える改正規定（個人番号カードの再交付（当該個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合その他市長が必要と認める場合を除く。）の項に係る部分を除く。） 平成27年10月5日

(2) 別表建築基準法関係手数料の表の改正規定及び次項の規定 平成27年11月1日

(3) 別表住民基本台帳関係手数料の表の改正規定及び別表住民基本台帳関係手数料の表の次に1表を加える改正規定（個人番号カードの再交付（当該個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合その他市長が必要と認める場合を除く。）の項に係る部分に限る。） 平成28年1月1日

(4) 第2条ただし書の改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の別表建築基準法関係手数料の表の規定は、平成27年11月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定により新たに通知カード及び個人番号カードの再交付を行うこととなったことから当該事務に係る手数料の額を定めるとともに、建築基準法の改正により新たに建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定事務が設けられたことから当該認定事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

